

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年5月8日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年9月12日（木）午前11時30分頃、周南市古市の県道徳山新南陽線において、こども健康部健康づくり推進課職員の運転する公用車が、イオンタウン周南（新南陽総合支所）から右折出庫しようとした際、県道を東側から直進してきた車両の側面に接触し、相手方が負傷した人身事故及び物損事故

(2) 損害賠償の相手方

当事者 住所

氏名

当事者相続人

(3) 損害賠償の額

¥804,528-

2 専決処分の年月日

令和2年4月27日